

小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習会

安全衛生特別教育のご案内

受講者募集

講習目的

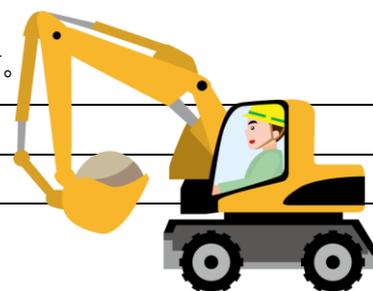
労働安全衛生法第59条第3項の規定に基づき、機体重量3トン未満の小型車両系建設機械（整地等）の運転業務を行う場合は、当教育を修了していなければなりません。

機体重量3トン以上の車両系建設機械（整地等）運転技能講習を受講する際は、当特別教育を修了後、3ヶ月以上の従事経験があれば、普通自動車運転免許を取得していれば受講することが出来ます。

この講習を受講すると、**8月2日(木)・3日(金)**実施予定の**3t以上の車両系建設機械（整地、運搬、積込、掘削）運転講習会**の受講資格を取得することが出来ます。

（当特別教育の未受講者は大型特殊自動車免許を取得していなければ受講できません）

日時	平成30年4月25日（水）～平成30年4月26日（木） 学科：4月25日（水） 9時00分から17時00分 実技：4月26日（木） 9時00分から16時00分 ※最終日の終了時間は、修了試験の関係で前後する場合があります。
会場	北上高等職業訓練校 北上市相去町山田 2-42
受講資格	普通自動車運転免許を有する方
受講料	会員 17,000円・非会員 20,000円 受講料は振り込みでもお支払いできます。 （振込先：北上信用金庫 大堤支店 普通 0138613 職業訓練法人北上職業訓練協会）
定員	20名
申込方法	申込書、受講料、写真2枚（30mm×24mm 裏面に氏名記入）、普通自動車運転免許証の写し、雇用保険被保険者証の写しを添えてお申し込みください。 なお、申込書はホームページ（ http://kitakun.org/ ）からダウンロードできます。
申込締切	平成30年4月18日（水）
持ち物	筆記用具、印鑑、昼食、自動車運転免許証、実技講習に適した服装
その他	・修了証は、実技試験に合格した方に即日交付（印鑑必須）となります。 ・受講票は申込締切後お送りしますので、当日ご持参下さい。 ・納入済の受講料は、一切返金できませんのでご了承ください。



職業訓練法人 北上職業訓練協会 北上高等職業訓練校

〒024-0051 北上市相去町山田 2 番地 42 TEL：0197-81-5577 FAX：0197-81-5578

E-mail：info@kitakun.org HP：http://www.kitakun.org.